

ながのけんまつもとほけんふくしじむしょ ふくしか
長野県松本保健福祉事務所 福祉課
まつもとふくしじむしょ
(松本福祉事務所)

目的

松本福祉事務所では東筑摩郡内にお住まいの方の生活相談に応じています。

支援内容

若者の職業的自立と関連した支援として、次の業務を担っています。

- 生活保護に関すること

自分たちの能力に応じて出来る限り働いたり、資産（預貯金・土地など）がある場合はこれらのものを活用したり（認められたもの以外は売ったり使ったり）しても、国が決めた最低限度の生活ができないとき、その足りない部分を援助し自立支援等を行います。

- 信州パーソナル・サポート事業に関すること

生活就労支援センター「まいさぽ東筑」と連携して、センターが作成する支援プランに沿って、生活困窮者の自立支援等を行います。

- ひとり親家庭の福祉に関すること

母子父子寡婦福祉資金の貸付や資格・技能習得のための事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業・就業支援講習会）を行います。

また、ひとり親家庭の方を対象として、就業相談や就業情報の提供を行います。

特に、現在求職中あるいは転職を希望されている方等に対し、

- ・ハローワーク等との連携による求人情報
- ・就業支援員の事業所訪問による求人開拓情報
- ・県が実施する講習会等の情報

などを個別にお知らせしております。

※ 就業相談については、東筑摩郡の他に、木曽郡、北安曇郡、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市にお住まいの方の相談にも応じています。

長野県松本保健福祉事務所 福祉課

所在地

〒390-0852

松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎2階



《所要時間》

松本駅アルプス口（西口）より松本周遊バス西コース（乗車時間約20分）

電話・FAX等

電話番号 0263-40-1913

ファクシミリ 0263-40-1803

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/matsuho/>

電子メール matsuhofukushi@pref.nagano.lg.jp

利用案内

利用時間 午前8時30分～午後5時15分

利用料金 無料

休業日 土、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日